

| | |
|---------------|---|
| 開 会 | |
| 議 長 | <p>それでは、ただいまから令和5年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>なお、本日の出席議員は13名で、議会は成立いたします。</p> <p style="text-align: right;">(13:37)</p> |
| 日程第1 | |
| 議 長 | <p>日程第1 「議席の指定」について行います。</p> <p>先般5月2日付で朝倉市議会選出組合議員の改選並びに7月7日付で筑前町議会選出組合議員の改選がありましたので、新たに組合議員とされました議員の議席を、組合議規則第4条の規定によって議長において指定したいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長兼 施設係長 | <p>私のほうから、議席番号と氏名を朗読いたします。</p> <p>1番 小島清人議員、2番 鹿毛哲也議員、3番 浅尾静二議員、4番 中島秀樹議員、5番 熊本正博議員、6番 徳永秀俊議員、7番 伊藤 均議員、8番 黒川隆康議員、9番 寺原裕明議員、10番 原口博文議員、11番 山本一洋議員、12番 安丸眞一郎議員、13番 高橋直也議員、14番 田中政浩議員、以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。</p> |
| 日程第2 | |
| 議 長 | <p>日程第2 「副議長の選挙」について行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第108条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、改選の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。</p> <p>副議長に、朝倉市議会選出の1番 小島清人議員を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま指名いたしました朝倉市議会選出1番 小島清人議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、朝倉市議会選出の1番 小島清人議員が副議長に当選されました。</p> <p>会議規則第31条第1項の規定によって、当選の告知をいたします。</p> <p>小島副議長、御挨拶を自席においてお願いいたします。</p> |

| | |
|------|--|
| 副議長 | <p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>御指名を賜りましたので、一言御礼の御挨拶を申し上げます。</p> <p>このたび、本組合議会の副議長に御推挙を賜りました朝倉市議会議長、小島清人でございます。御推挙を賜り誠にありがとうございました。</p> <p>不慣れではございますが、田中議長様の補佐役として精いっぱい務めさせていただき所存でございますので、何とぞ御指導御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>甚だ簡単でございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(拍手)</p> |
| 議長 | <p>よろしくお願い申し上げます。</p> |
| 日程第3 | |
| 議長 | <p>日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第68条の規定によって、5番 熊本正博議員、6番 徳永秀俊議員を指名いたします。</p> |
| 日程第4 | |
| 議長 | <p>日程第4 「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は本日8月22日の1日間としたいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日の1日間と決定をいたしました。</p> |
| 日程第5 | |
| 議長 | <p>日程第5 「組合長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>組合長</p> |
| 組合長 | <p>連日の酷暑、猛暑の日々でございます。大変お疲れさまでございます。</p> <p>組合長といたしまして、御挨拶申し上げます。</p> <p>本日ここに、令和5年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には公私とも御多忙の中、多数御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本定例会でお諮りします議案等は、議案4件、認定1件でございます。</p> <p>議案第7号及び第8号は、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定について、お諮りするものであります。</p> <p>議案第9号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、久留米市の組合脱退に伴う一部改正について、お諮りするものであります。</p> <p>次に、認定第1号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。</p> <p>令和4年度決算は、歳入総額16億9,418万4,000円に対しまして、歳出総額が15億7,716万4,000円となります。</p> <p>歳入は、対前年比5,342万3,000円の増で、特に5款繰越金で2,686万5,000円の増額でございました。</p> <p>歳出は、対前年比3,540万3,000円の増となります。3款衛生費で4,423万7,000円の増額となりましたが、施設の建屋・外構等の経年劣化による補修箇所が増が主な増額要因となります。</p> |

| | |
|-----------|---|
| | <p>次に、議案第10号は、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。</p> <p>既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,702万円を追加し、予算総額を17億6,467万6,000円とする増額補正をお諮りします。</p> <p>以上、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>つきましては、慎重に御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | 提案理由の説明が終わりました。 |
| 日程第6 | |
| 議長 | <p>日程第6 議案第7号「甘木・朝倉・三井環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長兼施設係長 | <p>それでは、議案書の3ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号「甘木・朝倉・三井環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」</p> <p>上記条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付提出、組合長名であります。</p> <p>提案理由は、下記記載のとおりです。</p> <p>個人情報の保護に関する法律の一部が改正されることに伴い、同法の規定が適用されない事項について条例で定める必要がございます。なお、当組合の条例規則等に関しましては、その内容、基準等を筑前町の例に準じて同様に定めることを旨としております。</p> <p>つきましては、当該条例の制定に関しましても、筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の第2条以下を準用することをお諮りするものでございます。</p> <p>議案書の4ページを御覧ください。</p> <p>第1条に趣旨を明記し、第2条にて組合の個人情報の保護に関しては筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例第2条以下の規定を準用すると、筑前町の条例に準拠する旨を規定したものとっております。</p> <p>なお、第2条の最後に、ただし書として筑前町条例における附則第3条の規定については適用しない旨、記載しております。</p> <p>筑前町条例の附則第3条に規定されている内容ですけれども、今回の個人情報の保護に関する法律が改正される以前に、筑前町で制定されていた個人情報保護条例に関する経過措置について規定したものでございまして、当組合においては今回新たに当該条例を制定するものでありますので、附則第3条に規定されてある経過措置につきましては、適用しないことで整理をしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>（討論なし）</p> |
| 議長 | 討論なしと認めます。 |

| | |
|------|--|
| | <p>これから、議案第7号「甘木・朝倉・三井環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第7 | |
| 議長 | <p>日程第7 発議第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>1番 小島副議長</p> |
| 副議長 | <p>それでは、ただいまから発議第1号の提案理由の説明をいたします。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>発議第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」</p> <p>上記の条例を別紙のとおり、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会会議規則第14条の規定により提出します。</p> <p>提出者は、甘木・朝倉・三井環境施設組合議会、副議長、小島清人であります。</p> <p>提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が適用されない甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の個人情報の保護について条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由であります。</p> <p>議案書の6ページを御覧ください。</p> <p>第1条に目的を明記し、第2条以下につきましては、筑前町議会の個人情報の保護に関する条例を準用することで、御提案いたします。</p> <p>なお、附則にて、この条例は公布の日から施行するものとします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第1号「甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。</p> <p>発議第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第8 | |
| 議長 | <p>日程第8 議案第8号「甘木・朝倉・三井環境施設組合情報公開条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>施設課長兼 施設係長</p> | <p>それでは、議案書の7ページをお願いいたします。 議案第8号「甘木・朝倉・三井環境施設組合情報公開条例の制定について」 上記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出、組合長名であります。 提案理由は、下記記載のとおりです。 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たに情報公開条例を整備する 必要が生じたため、今回、個人情報の保護に関する条例と併せて制定するものでご ざいます。 議案書の8ページを御覧ください。 先の条例改正に関する御説明の際にも触れましたが、当組合の条例規則等に関し ましては、その内容、基準等を筑前町の例に準じて同様に定めることを旨としてお ります。 つきましては、当該条例の制定に関しましては、第1条に目的を明記し、第2条 にて筑前町情報公開条例の第2条以下を準用することでお諮りするものでございま す。 以上で、説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>質疑なしと認めます。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第8号「甘木・朝倉・三井環境施設組合情報公開条例の制定につ いて」を採決します。 議案第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>挙手全員です。 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p> |
| <p>日程第9</p> | |
| <p>議 長</p> | <p>日程第9 議案第9号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及 び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p> |
| <p>施設課長兼 施設係長</p> | <p>それでは、議案書の9ページをお願いいたします。 議案第9号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営 に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出、組合長名であります。 提案理由は下記記載のとおりです。 令和5年3月31日をもって、久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱 退されたことに伴い、甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管 理運営に関する条例の一部を改正する必要がございます。 議案書の10ページを御覧ください。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>当該条例の新旧対照表を掲載しており、第1条につきまして、久留米市の脱退に伴い、関係市町村から久留米市（北野町地区）を削除することでお諮りするものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>（討論なし）</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号「甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第9号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。</p> |
| 日程第10 | |
| 議長 | <p>日程第10 認定第1号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出の決算の認定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>施設課長</p> |
| 施設課長兼 施設係長 | <p>それでは、議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>認定第1号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出の決算の認定について」</p> <p>地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。本日付提出、組合長名であります。</p> <p>決算内容については、後ほどご説明いたします。</p> <p>別添の決算審査意見書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>去る7月5日に実施されました決算審査を踏まえて作成しました意見書を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。</p> <p>7月14日には、藤野代表監査委員から、組合長に決算審査講評をいただきました。</p> <p>この件に関しましては、後ほど代表監査委員から決算審査報告を行っていただきます。</p> <p>以上で、議案書の説明を終わります。</p> <p>続きまして、令和4年度決算書及び成果説明書による決算概要について御説明申し上げます。</p> <p>まず、別冊の決算に係る主要施策の成果説明書に基づき御説明いたします。</p> <p>それでは、別冊の資料をお手元をお願いいたします。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>まず、決算総括表の1の歳入歳出決算額です。</p> <p>歳入総額が16億9,418万5,000円で、対前年比5,342万3,000円の</p> |

増。歳出総額が15億7,716万4,000円で、対前年比3,540万3,000円の増となりました。

差引額は1億1,702万1,000円で、対前年比1,802万円の増です。

次に、総括表の2の歳入です。

歳入の主な増額項目といたしましては、1款の分担金及び負担金が14億9,161万9,000円で、2,460万6,000円の増額。3款の財産収入が4,629万1,000円で、723万7,000円の増額。5款の繰越金が9,900万1,000円で、2,686万5,000円の増額。

歳入の主な減額の項目といたしましては、2款の使用料及び手数料が4,397万9,000円で、497万円の減額となっています。

最後に、総括表の3の歳出です。

歳出の主な減額項目といたしましては、2款の総務費が8,166万1,000円で、111万7,000円の減。4款の公債費が2億5,265万5,000円で、767万2,000円の減となっています。

歳出の主な増額項目としましては、3款の衛生費が12億4,233万7,000円で、4,423万7,000円の増となっています。

成果説明書の3ページをお願いします。

3ページ以降、主要施策の成果等の説明になってまいります。

金額表記は円単位ではありますが、説明は1,000円単位で進めさせていただきます。御了承ください。

決算書を参照していただく箇所もございますので、併せて決算書をお手元に御用意ください。決算書では、5ページ、6ページからになります。

歳入から御説明いたします。

1款1項1目分担金及び負担金は、決算額14億9,161万8,000円で、対前年比2,460万5,000円の増です。

ページ右側の主要な施策の名称及び成果等の説明欄を御覧ください。

1に記載していますとおり、市町村負担金は14億8,660万円で、市町村の負担金内訳は記載のとおりです。負担金の増額2,460万円の主な要因は、令和4年度に実施しました施設の建屋及び外構の維持管理費に該当するもので、長期包括運営委託契約に含まれない組合側が負担するものです。

2で掲載しています汚染負荷量賦課金(過去分)の3万6,000円は、旧三輪町、旧北野町、大刀洗町の三町で組織しておりました三輪衛生施設組合に関する汚染負荷量賦課金となります。汚染負荷量賦課金とは、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき関係する市町村に負担義務があるものとなります。

3で掲載しております派遣職員人件費の498万1,000円は、組合から筑前町に派遣している職員の人件費であります。

次に、2款1項1目使用料及び手数料は、決算額4,397万9,000円で、496万9,000円の減です。成果等の説明の欄1の(1)、(2)に記載していますとおり、家庭系及び事業系の搬入量が減少しております。全国的な傾向ですが、コロナウイルス感染症の流行で搬入量が増加傾向でございましたが、令和4年度はその傾向も落ち着き減少したものと思われま。

また、1の表には、令和4年度と令和3年度との増減比較を記載しております。手数料額は、久留米市を除いて減額となっております。御確認をお願いいたします。

3款財産収入は、決算額4,629万1,000円で、対前年比723万7,000円の増です。

成果等の説明欄1の表で、比較の欄を御覧いただきたいのですが、財産売払収入

の資源化物売払収入で、対前年比261万7,000円の増額であります。令和4年度における資源化物の売払いに関しましては、特に金属類で業者引取り価格が上昇したことによるものです。

有価物入札拠出金で、対前年比532万2,000円の増額であります。この拠出金は、容器包装リサイクル法第10条の2に沿った市町村への拠出金制度によるものです。容器包装リサイクル協会を通じ、再商品化しております4品目のうちペットボトルの拠出金の増額によるものであります。

成果等の説明欄1の表で、一番下の項目を御覧ください。

オークション売払収入は、対前年比20万8,000円の減額であります。令和3年度は年6回開催予定としておりましたが、コロナウイルス感染症のため第74回を中止いたしましたので、年5回の開催となっております。令和4年度は、展示品の回収が減ったことにより年4回の開催となっております。オークション開催回数の減による減収でございます。ちなみに、オークション1回での収入はこれまでの実績では約50万円でございます。

成果説明書の4ページをお願いいたします。決算書は7ページ、8ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は、決算額9,900万1,000円です。前年度から2,686万4,000円の増です。

7款諸収入は、決算額1,329万4,000円で31万5,000円の減です。

成果等の説明欄1の表を御覧いただきたいのですが、主なところで、雑入の売電収入が決算額1,249万7,000円で、対前年比50万円の減です。

雑入の欄、下から3行目、長期包括業務に係る諸経費ですが、長期包括運営委託に移行した関係で、JFEの所掌分に移行した支払い関係があります。

内訳としましては、ごみ受付用レジスターリース料37万3,000円でございます。

6ページをお願いします。決算書は9ページから10ページをお願いいたします。ここからは歳出の御説明となります。

最初に、1款1項1目議会費でございます。

議会費は決算額51万1,000円でございます。

令和4年度は、定例会を2回開催しております。

7ページをお願いします。

7ページから8ページの中段まで、2款総務費についての記載になります。

2款1項1目一般管理費は、決算額8,149万1,000円で、対前年比82万3,000円の減です。

主な事業の決算状況について説明を加えます。

資料右側の成果等の説明欄の下のほう、決算書では10ページから12ページ以降の掲載事項になります。

4の決算額の増減について御説明いたします。

会計年度任用職員報酬1,068万6,000円で、270万8,000円の増です。会計年度任用職員の4名から5名への増員によるものです。決算書では10ページ、一番右、備考欄、中段下のほう、1節報酬の上から2番目になります。

成果説明書に戻っていただきまして、勤勉手当267万6,000円で、39万4,000円の減です。職員の休職に伴い12月期の勤勉手当の支給がなかったことによる減額です。決算書では10ページ、一番右の備考欄、中段下のほう、3節職員手当の下から3番目になります。

成果説明書に戻っていただいて、退職手当組合負担金201万8,000円で、9

8万1,000円の減です。主な減額要因といたしましては、退職手当組合負担金率の減によるものです。決算書では10ページ、一番右、備考欄、中段下のほう、3節職員手当の下から2番目になります。

それでは、成果説明書の8ページをお願いいたします。決算書では13ページから14ページの掲載になります。

2款1項2目施設改修基金費は、長期包括運営委託になりましたので、施設設備の点検整備費用が長期包括運営委託の委託料で賄われます。したがって、係る基金運用、基金積立は、事実上必要性がなくなってまいります。

2款2項1目監査委員費は、決算額8万1,000円でございます。説明は割愛させていただきます。

以上で2款総務費の説明を終わります。

成果説明書、引き続き8ページ下のほうから9ページまで、3款衛生費の御説明になります。決算書では、引き続き13ページから14ページの中段からの掲載になります。

令和2年度から長期包括運営委託契約に移行しております。

それでは、主な事項について、資料掲載順に説明してまいります。

3款1項1目塵芥処理費は、決算額12億3,520万8,000円で、4,287万5,000円の増です。

成果説明書、右側の成果等の説明欄の1の長期包括運営業務委託契約年度別内訳を御覧ください。

令和2年度から令和9年度末までの8年間の長期継続契約で債務負担行為をしております。毎年の支払額は、大きな予算増減が伴わないように平準化した額を支払うようにしております。

資料右側の成果等の説明欄2の決算額の増減を御覧ください。決算額の増減が大きかったものを掲載しております。

一番上の修繕費は、毎年、単年度事業分が計上されることとなりますが、ここで計上いたします施設等の修繕費は、長期包括運営委託契約に含まれない組合側が負担するもので、施設の建屋及び外構の維持管理費に該当するものです。受託者側のJFEの所管業務に含まれないものとなります。

主なところで、照明水銀灯の取替えとして、リサイクルプラザの照明をLED照明に取り替えた費用です。水俣条約の関係で今後水銀灯の入手ができなくなることから導入したものでございます。

その他、雨漏り対策などでございます。施設操業開始から19年が経過しており、経年劣化による補修が多くなってきております。耐用年数が10年から15年でございまして、今後も順次交換が必要となってまいります。

2番目の長期包括運営業務委託は、決算額11億2,081万4,000円で、44万3,000円の増です。決算書では、14ページ、備考欄下段、12節委託料の1番目と2番目になります。

長期包括運営委託費用のうち、主な要因といたしましては、コークス購入費用について、市場価格が高騰しております。このことに伴う増額となります。原油高騰については御承知のとおりかと存じますが、こうした事情も背景としてあると思われれます。

成果説明書の9ページをお願いします。決算書では、15ページの上段からの掲載になります。

次に、3款1項2目リサイクル工房運営費は、決算額712万8,000円で、136万1,000円の増です。令和元年度からリサイクル品の一般競争入札による公

| | |
|--------|--|
| | <p>有財産の売払い、いわゆるオークションに着手しております。</p> <p>第79回から第82回展示会では、オークションによりリサイクル品の売払いを行っております。令和4年度内で4回開催し、25万2,000円の売払い収益がございました。</p> <p>資料右側の成果等の説明欄3の決算額の増減を御覧ください。</p> <p>決算額の増減が大きかった修繕費につきましては、主なところでシャッター修繕費、リサイクル工房補修室の出入口シャッターの開閉ができなくなったものでございます。排煙窓の補修は防火設備の排煙窓の開閉不全に伴うものでございます。</p> <p>リサイクル工房におきましても、施設操業開始から19年が経過しておりまして、経年劣化による補修などになります。</p> <p>引き続き、9ページ下段を御覧ください。</p> <p>次に、款が変わりまして4款1項公債費でございますが、公債費のうち9ページ下段、1目元金が決算額2億5,020万7,000円で、対前年比723万1,000円の減。10ページ上段、2目利子が決算額244万7,000円で、対前年比44万円の減となっております。年次改修工事分の起債の償還でございます。</p> <p>以上で、決算に係る主要施策の成果説明書に基づく説明を終わります。</p> <p>最後に、決算書記載の事項について追加説明をいたします。</p> <p>決算書の17ページをお願いいたします。</p> <p>実質収支に関する調書について御説明いたします。</p> <p>3項歳入歳出差引額は1億1,702万1,000円となりまして、5項実質収支額も同額で1億1,702万1,000円となります。つきましては、1億1,702万1,000円が翌年度への繰越金となります。</p> <p>なお、令和4年度予算では繰越金として4,000万円を計上しております。</p> <p>次に、18ページをお願いいたします。18ページから20ページまで、財産に関する調書を付しております。</p> <p>1の土地及び建物、19ページ2の備品、20ページ3の機械・装置まで年度中の増減はございません。</p> <p>4の基金については、前年度末現在高5億9,552万424円に対しまして、決算年度中増減高が9万5,627円の増で、決算年度末現在高は5億9,561万6,051円となっております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりましたので、ここで監査報告をお願いします。</p> <p>藤野代表監査委員の入室をお願いします。</p> <p>(藤野代表監査委員 入室)</p> |
| 代表監査委員 | <p>監査委員を代表いたしまして、監査報告をいたします。</p> <p>去る7月5日、安丸監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づく令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算について及び同法第241条第1項に基づく甘木・朝倉・三井環境施設組合基金運用状況について、慎重に審査いたしました結果、適切な執行がなされており、帳簿及び調書類は的確に整備され、正確、順当であると認めましたので、別紙決算審査意見書及び基金運用状況審査意見書を添えて御報告いたします。</p> <p>以上、監査報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>監査報告が終わりましたので、藤野代表監査委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(藤野代表監査委員 退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | (質疑なし) |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、認定第1号「令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。 認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。 したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。</p> |
| 日程第11 | |
| 議長 | <p>日程第11 議案第10号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 説明を求めます。 施設課長</p> |
| 施設課長兼 施設係長 | <p>それでは、議案書の12ページをお願いいたします。 議案第10号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。 本日付提出、組合長名であります。 補正予算(第1号)の説明を行います。別冊の補正予算書をお手元をお願いいたします。 それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条第1項で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,702万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億6,467万6,000円とする旨を規定しております。 4ページをお願いいたします。 歳入歳出補正予算事項別明細書の御説明をいたします。 まず、1総括の歳入です。令和4年度決算額確定に伴い、5款繰越金を7,702万円増の1億1,702万円の計上でお諮りいたします。 5ページをお願いいたします。 次に、歳出でございますが、こちらも先ほどと同様の理由により、5款予備費が7,702万円増の9,702万円の計上でお諮りいたします。 以上で、補正予算について説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。</p> |

| | |
|----|--|
| | <p>これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p> |
| 議長 | <p>討論なしと認めます。 これから、議案第10号「令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第10号は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。 したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。</p> |
| 閉会 | |
| 議長 | <p>以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。 これをもって、令和5年第2回甘木・朝倉・三井環境施設組合議会定例会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(14:23)</p> |
| | <p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">議員 熊本正博</p> <p style="text-align: center;">議員 徳永秀俊</p> |